

居宅介護支援重要事項説明書

<2025年 4月 1日現在>

1. 相良清風園居宅介護支援事業所たんぽぽの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人賛育会 相良清風園居宅介護支援事業所たんぽぽ		
所在地	静岡県牧之原市西萩間695-6		
介護保険指定番号	居宅介護支援事業所	静岡県	2275800098 号
サービス提供地域	牧之原市・御前崎市・菊川市		

上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 3名

(3) 営業時間

月～土曜日 8:30～17:00 (日・祝日・12月30日～1月3日は休業)

相談電話 0548-55-3300 (24時間対応)

(4) 利用料金

- 居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり、介護度に応じ下記の金額です。ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
- 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦1ヶ月あたり 下記の利用料をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を介護保険者の市・町 の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援費

要介護1・2	10,860 円
要介護3・4・5	14,110 円
初回加算	3,000 円
特定事業所加算(Ⅰ)	5,190 円
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210 円
特定事業所加算(Ⅲ)	3,230 円
特定事業所加算(A)	1,140 円
特定事業所医療介護連携加算	1,250 円
通院時情報連携加算	500 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500 円
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円 (月2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円

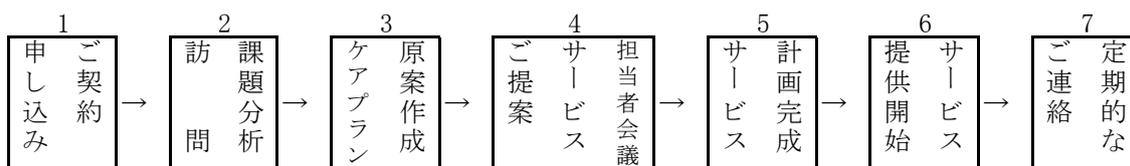
・ 交通費

- 通常の事業の実施地域(牧之原市、御前崎市、菊川市)を超えた地点から、片道おおむね10キロメートル未満200円。
- 通常の事業の実施地域(牧之原市、御前崎市、菊川市)を超えた地点から、片道おおむね10キロメートル以上1キロ増す毎に20円を加える。

・ 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます。料金は一切かかりません。

2. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



- ① ご説明の上、契約書に署名、押印していただきます。
- ② 利用者の方が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援し、どのような介護サービスをご利用いただくことが適切なのか、また、ご本人・ご家族のご希望・ご要望を伺い、評価・分析をいたします。
当該地域における指定居宅介護支援事業者等に関するサービスの内容、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。 ※別紙
- ③ 必要に応じて、利用者の方に関わっている各専門機関の方々とサービス内容が適切かどうか打合せを行います。
- ④ 担当介護支援専門員によりサービス計画が完成します。
- ⑤ 利用者・ご家族にサービス計画を提示し、確認の上ご了承いただきます。
- ⑥ 担当介護支援専門員より、各サービス提供機関へサービス開始の旨、連絡いたします。
- ⑦ ご希望のサービスが開始されます。
- ⑧ サービスが適切に提供されているか、利用者になんらかの問題が発生していないか等、定期的にご連絡させていただきます。

3. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
続柄	
氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
続柄	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医連絡先	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

4. サービス内容に関する相談苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

電話	0548-55-3300	(月～土曜日	8:30～17:00)
責任者	管理者	田中敬之	
担当	介護支援専門員	水野亜希	

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

尚、本会は法人事務局でも窓口を設けて相談を受け付けております。お気軽にお申し出ください。

法人の相談窓口			
社会福祉法人 賛育会			
電話	03 - 3622 - 7614	ファックス	03 - 3829 - 2302
担当	法人事務局総務部		

(2) その他の窓口

当事業所以外に各市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

牧之原市	健康推進部 長寿介護課	電話	0548-23-0076
------	-------------	----	--------------

御前崎市	高齢者支援係	電話	0537-85-1118
	包括支援センター	電話	0548-85-1167

菊川市	長寿介護課介護保険係	電話	0537-37-1253
-----	------------	----	--------------

静岡県国民健康保険団体連合会	介護苦情相談	054-253-5590
静岡県福祉サービス運営適正化委員会		054-653-0840

(3) 苦情処理のための第三者機関について

本会では、ご利用の皆様のご立場にたった公正な解決を図るための苦情処理のための委員会を第三者に委嘱しています。本会が経営または受託する施設の地域に存在する有識者の方々と本会の幹事ら7名で構成されています。

委員会の構成委員

委員会の構成委員

柴田 光昭 元賛育会理事・職員 特定非営利活動法人ぶどうの会
阿形 操 前御前崎市民生委員・児童委員 御前崎市地域医療を育む会 代表
柴田 和子 墨田区保護司会吾嬬西分長
坂野 修一 特定非営利法人 町田フレンズサポート 事務局長
坂根 慶子 すみだ共生社会推進センター運営委員
すみだ共生社会推進センター協力委員
田宮 一茂 社会福祉法人ベタニヤホーム 法人事務長
齊藤 希世 東京YMCA教育・保育事業部統括

5. 自己情報の開示について

契約利用者様及び代理人様から、自己情報の開示の希望があれば、自己情報を開示することができます。その場合、所定の書式に記入後、当施設に提出していただいた上で、当方が開示の有無を決定いたします。

6. 当法人の概要

法人種別・名称 社会福祉法人 賛育会
代表者役職・氏名 理事長 平野昭宏
所在地・電話 東京都墨田区太平三丁目17番8号
03-3622-7614

確 認 書

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地

静岡県牧之原市西萩間695-6

名 称

社会福祉法人 賛育会

相良清風園居宅介護支援事業所たんぼぼ

説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援利用についての重要事項の説明を受けました。

また、別記、「当事業所における個人情報の利用目的」の内容を理解し、私または家族の個人情報を用いることに同意します。

利用者 氏名

代筆者 氏名

(続 柄)

家族代表者 氏名

(続 柄)

ご家族 氏名

(続 柄)

(別 記)

当事業所における個人情報の利用目的

- サービス提供のため
 - ・当事業所での介護サービスの提供
 - ・利用者様にサービスを提供する他の居宅介護サービス事業者や居宅介護支援、他事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・利用者様が受診する医療機関からの照会への回答
 - ・利用者様が入院する医療機関への情報提供
 - ・給食等業務委託
 - ・ご家族等への心身の状況説明
 - 介護保険請求事務等のため
 - ・当事業所での介護保険の事務及びその委託
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - 当事業所の管理運營業務のため
 - ・利用者様の入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故等の報告
 - ・利用者様の介護サービスの向上
 - ・その他、当事業所の管理運營業務に関する利用
 - 事業所賠償保険等にかかる保険会社等への相談又は届け出等のため
 - 介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料のため
 - 介護サービス向上を目的とした当施設内でのケース研究のため
 - 当事業所において行なわれる学生等の介護実習への協力のため
 - 外部監査機関への情報提供のため
- ・上記の内、他機関への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨お申し出ください。
 - ・お申し出がないものについては、同意いただけましたものとして取り扱わせていただきます。
 - ・これらのお申し出はいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

以上